

2 一般財団法人 福岡県学校安全振興会 共済規程 事業方法書

(共済事業を行う区域)

第1条 共済事業を行う区域は、福岡県内とする。

(共済契約者の範囲、共済金請求者及び共済金受取人)

第2条 共済契約者は、PTA等の長とする。

2 共済金受取人は、次に掲げる者とする。

- (1) 被共済者が生徒等である場合は、当該被共済者の保護者（PTA・青少年教育団体共済法（平成22年法律第42号）第2条及び「PTA・青少年教育団体共済法施行規則」（平成22年文部科学省令第24号）第1条に規定する保護者をいう。以下同じ。）ただし、被共済者が18歳以上である場合は、被共済者又は当該被共済者の保護者であった者
- (2) 被共済者が保護者、教職員、PTA等の活動中の指導者又は支援者である場合は、（第3号の場合を除く。）被共済者
- (3) 第1号又は第2号のうち、受け取る共済金が死亡共済金の場合は、被共済者の相続人

(共済事業の種類及び被共済者の範囲)

第3条 この法人が行う共済事業は、被共済者の死亡、後遺障害、入院及び通院に対して共済約款に従い補償をするもので、共済金の区分、補償内容、被共済者の範囲、共済金額は以下のとおりとする。

共済金区分	補償内容	被共済者の範囲	共済金額
① 死亡共済金	学校管理下において死亡したときで、独立行政法人日本スポーツ振興センター（以下「センター」という）が災害共済給付を行ったとき	学校に在籍する 幼児・児童・生徒 （以下「生徒等」という）	「センター」の 死亡見舞金の50%
② 後遺障害 共済金	学校管理下における活動中の傷害（急激かつ偶然な外来の事故により身体に被った傷害に限る。以下同じ）により、身体障害の状態（後遺障害）となり「センター」が災害共済給付を行ったとき	学校に在籍する「生徒等」	「センター」の 障害見舞金の50%
③ 治療共済金	学校管理下においての活動中の傷害により、入院又は通院したときで、「センター」が災害共済給付を行ったとき	学校に在籍する「生徒等」	同一の傷害について 「センター」から給 付された医療費給付 額5万円以上のもの について、その支給 額の18%

④ 死亡共済金	P T A等の主催又は共催による活動中の傷害により、事故の発生日からその日を含めて180日以内に死亡したとき	P T A等の会員である保護者及び教職員及びP T A等の行事への参加が事前に認められている活動の指導者及び支援者 (以下「保護者等」という)	(別表)
⑤ 後遺障害共済金	P T A等の主催又は共催による活動中の傷害により、事故の発生日からその日を含めて180日以内に共済約款に定める身体障害の状態(後遺障害)となったとき	④に定める死亡共済金の場合と同様 (一事故一回限り)	(別表)
⑥ 入院・通院共済金	P T A等の主催又は共催による活動中の傷害により、入院又は通院したとき	④に定める死亡共済金の場合と同様 (一事故一回限り)	(別表)

(補償の対象となる活動)

第4条 補償の対象となる活動の範囲は、次に掲げるものをいう。

- (1) P T A等を組織する学校に在籍する「生徒等」の場合
 - ・学校管理下の活動
- (2) P T A等の会員若しくはP T A等の行事への参加が事前にP T A等より認められている活動の指導者若しくは支援者の場合
 - ・P T A等主催又は共催による活動のうち、事前にP T A等がその参加を認めた活動

(共済期間の制限)

第5条 共済期間の制限は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 新入生は、所定の日までに共済契約締結の手続きを完了した場合、入学を許可された日以降当該年度3月31日までの災害
ただし、4月1日以降入学を許可されるまでの災害について「センター」の災害共済給付対象となった場合は、この限りではない
- (2) 最上学年生は、当該年度卒業を認められた日までの災害
ただし、卒業を認められた翌日以降、3月31日までの間の災害について「センター」の災害共済給付対象となった場合は、この限りではない
- (3) 休学、転学、退学した場合は、それぞれ休学、転学、退学が許可された日までの災害
- (4) 転入、復学した場合は、それぞれ転入、復学が許可された日以降当該年度3月31日までの災害

2 保護者等についての共済期間は、前項各号の規定を準用する。

(共済契約締結の代理又は媒介の業務を行う者の権限等)

第6条 この法人は共済契約締結の代理又は媒介の業務を行う者を置くことができる。

2 前項の規定によりこの法人が委託する業務は、以下のものとする。

- (1) 共済契約締結の代理又は媒介及び解除

- (2) 共済掛金の収受又は返還
- (3) 共済証書の発行及び交付
- (4) 共済契約の締結に必要な事項の調査
- (5) その他共済契約に関する業務

3 この法人が必要と認めるときは、前項1号から第5号に掲げた権限に、制限を加えることができる。

(共済契約締結の手続き及び共済掛金の収受に関する事項)

第7条 共済契約を締結しようとするPTA等は、毎事業年度開始前に、所定の様式による共済契約加入申込書に所要事項を記入し、この法人に申し込むものとする。また、この法人は当該申込書を審査の上、引き受けの可否を決定する。

- 2 毎事業年度開始後、共済契約者は、加入者名簿を提出するとともに、各年度4月1日より5月末日までの間に、共済掛金をこの法人が指定する金融機関に振り込むものとする。なお、共済契約者は加入者数等報告書に記名押印したうえで、被共済者の数等（加入者数等）を報告するものとする。ただし、大規模災害等が発生し、契約手続きが困難である場合はこの法人で対応を協議し、該当となる共済契約者に対して通知するものとする。
- 3 この法人は、共済契約者より共済掛金を受領したときは、これに対して、この法人所定の共済証書を交付する。ただし、共済契約者と合意した場合は、共済証書は交付しないことができるものとする。

(共済証書の記載事項)

第8条 共済証書には、次に掲げる事項を記載する。

- (1) この法人の名称
- (2) 共済契約者の名称及び代表者の氏名
- (3) 被共済者を特定するために必要な事項
- (4) 補償対象となる災害
- (5) 共済期間の始期及び終期
- (6) 共済金額に関する事項
- (7) 共済締結日
- (8) 共済証書作成日

2 前項の共済証書には、この法人の代表者が署名し、又は記名押印する。

(共済契約申込書の記載事項及びこれに添付すべき書類の種類)

第9条 共済契約申込書には、次に掲げる事項を記載する。

- (1) 申込者の名称、代表者氏名、住所
- (2) この法人の名称
- (3) 加入者の見込み数
- (4) 申込書作成日

2 前項の共済契約申込書には、申込者の代表者が署名し、又は記名押印する。

3 第1項の共済契約申込書には、加入者数等報告書と加入者名簿を添付するものとする。

(被共済者の異動)

第10条 第7条第2項に定める共済掛金の支払後に共済契約者が、被共済者の追加をするときは、所定の様式による生徒等異動届に当該共済契約の共済期間の終期までの月割計算した金額を添えてこの法人に速やかに提出するものとする。

2 第7条第2項に定める共済掛金の支払後に被共済者が、被共済者の一部を脱退させようとするときは、所定の様式による生徒等異動届に所要事項を記入し、この法人に提出する。

3 共済契約締結後の共済契約の解除については、共済約款に規定する。

(共済契約者及び加入者名簿)

第11条 この法人は、共済契約者の名称等を記載した共済契約者名簿及び加入者の氏名等を記載した加入者名簿を備え付けるものとする。

(共済掛金)

第12条 共済掛金は、算出方法書の規定によるものとする。

(共済金の支払)

第13条 共済金の支払に関する事項については、共済約款の規定による。

(再保険又は再共済)

第14条 この法人は、引き受けた共済責任を再保険又は再共済できるものとする。

(適用)

第15条 この共済規程は、令和2年4月1日以降に発生した災害から適用する。ただし、日本スポーツ振興センター法施行規則別表に定める等級第14級以上に相当する障害については、症状が固定し等級が確定した日の属する年度の給付規程を適用する。

(規程の変更)

第16条 この共済規程を変更する場合は、評議員会の決議を得なければならない。

ただし、PTA・青少年教育団体共済法施行規則第7条及び第8条及び軽微なものについては評議員会の決議を要しないものとする。

(附 則)

- 1 この共済規程は平成25年4月1日から施行する。
- 2 変更後の共済規程は平成29年4月1日から施行する。
- 3 変更後の共済規程は平成30年4月1日から施行する。
- 4 変更後の共済規程は令和2年4月1日から施行する。
- 5 変更後の共済規程は令和4年4月1日から施行する。

別表 (保護者等・・・一事故一回限り)

(単位：円)

共済金区分	補償内容	共済金額	摘要
死亡共済金	死亡	300,000	約款第5条(2)
後遺障害共済金	後遺障害	最高 300,000	約款第6条(2)
入院・通院共済金	入院 (日額2,000)	最高 20,000	約款第8条
	通院 (日額1,000)	最高 10,000	